

3) 仮説を立てる際の留意点

仮説を立てる際は、次に挙げる6つのことに留意する。

- 曖昧ではなく具体的な言葉で述べられる。
- 述べられる意見は、論理的に首尾一貫している。
- 包括的であり、最も利用しやすい重要な情報を考慮に入れている。
- 素因や憎悪要因に関する記述を含んでいる。
- さらに虐待のリスクに家族を置き続ける要因を特定している。
- 明確な行動計画を示しており、また避けるべき行動の方向性を提案している。

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support" p27-28. を基に当研究班が作成

仮説はいくつ立ててもよい。立てた仮説は、明確な根拠があると考えられる仮説を選び、優先順位をつけていく。その際、どんな仮説であっても、担当職員が思い込みによって、予め排除してしまうことのないように、子どもとその保護者（親）と直接の接点がない職員が加わるなど、客観的な視点でその作業を行う必要がある。

(3) 情報の収集

情報の収集は、仮説につけた優先順位に基づいて行われる。

この段階における仮説は、あくまで推測にすぎず、情報を収集するための手がかり程度のものである。そのため、情報の収集は、「仮説を証明するための視点」と「仮説の誤りを確認するための視点」の両方を併せ持ちながら行う。

実際の支援を開始してから、新たに重要な情報が得られれば、その時点で仮説を修正する。

1) 偏りのない情報の収集

情報の収集では、得られる情報が偏らない配慮が一番に求められる。そのためには、思考を柔軟にして、考えられるすべての仮説を熟考し、固定観念に囚われずに情報を収集する必要がある。特に自分の立てた仮説に沿わない情報は無視するということがあってはならない。

2) 対象

情報の収集は、子どもとその保護者（親）自身はもとより、祖父母や親族などの拡大家族、子どもとその保護者（親）が関係している公的機関の職員、NPOの関係者、地域のボランティア、近隣住民などを対象に実施される。

① 子どもとその保護者（親）の暮らしに身近な人物から情報収集をする

現実的で実効性の高い支援を求めるのであれば、公私を問わず、子どもとその保護者（親）の暮らしに身近な人物から情報の収集をすることが必要である。その際、子どもと保護者（親）の同意を得ることが原則となる。

② 子どもとその保護者（親）の同意が得られていない場合

同意が得られていない場合は、守秘義務の関係から、対象が公的機関の職員と、それに準ずる守秘義務の規定を有する関係者に限定されてしまう可能性が強くなる。

3) 種類と量、範囲

収集する情報の種類と量は、支援の目標とそれを検討する作業を通じて立てられた仮説や、そのプロセスで明らかになった問題によって決定される。収集する情報の具体的な範囲も、子どもとその保護者（親）の個別性により勘案する。

情報の収集を行うのにあたっては、次に挙げる原則に留意する。

- 情報の収集は、協働の過程である。調査をする必要がある領域の決定に子どもとその保護者（親）が関わられるようにサポートしなければならない。
- 子どもとその保護者（親）は、収集される情報の出処を知っておくべきである（例えば、情報の収集を行う際、子どもとその保護者（親）はいつも同意を求められるとは限らないため）。
- 明らかになった問題と収集された情報との間には、必ず関係性があり、子どもとその保護者（親）は、いかなる関係性にも知っておくべきである。また、担当者が調査をしようとしている範囲を子どもとその保護者（親）が理解できるようにサポートすべきである。
- 情報の収集は、継続して行われるが、それは困難の特定、支援の目標の設定、そしてアセスメントの各段階にとって欠かせないものである。
- 収集した情報のすべての範囲について、子どもとその保護者（親）の意見、考え、感覚や行動について理解することは非常に重要である。

(Compton and Galaway,1989,p435)

(出所) Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support” p28. を当研究班が翻訳

4) 情報を収集するプロセスを批判的にみること

児童相談所は、子どもやその保護者（親）の同意を得ずに、必ずしも必要のない情報を集め過ぎる傾向が見られる。特に子どもの虐待相談に対して、その傾向が強いと思われる。

必ずしも必要ではない情報を集め過ぎないようにするためには、情報を収集するプロセスを批判的にみることが求められる。つまり、収集した情報は、仮説を推論していくプロセスで明らかになった問題と支援の目標に沿ったものなのかを確認する作業が必要になる。

① 共有してもよい情報と共有したくない情報

一般的に多くの人々は、共有してもよい情報と共有したくない情報を有している。共有したくない情報の背景には、多くのエピソードや理由がある。例えば、家族関係、健康状態、家族の危機、離婚・離別などは共有したくない情報の典型例である。これらの情報は、他人が自分や家族に対する評価やその関わり方にも影響を及ぼすからである。

また、地域における自分や家族（ときには親族まで）の立場や、友人、知人の受けとめ方にも影響を及ぼす可能性もある。

② 子どもの虐待相談において児童相談所が職権で収集する情報

児童相談所が、子どもの虐待相談において、職権で収集する情報の多くは、共有したくない情報である。児童相談所がそれを行える背景には法的な根拠があるが、その法的な根拠もあくまで同意を原則としたうえでの特例行為であることを忘れてはならない。

5) 中立的な立場をとる

情報を収集する際は、中立的な立場をとることが求められる。そして、どのような情報に対しても、正しいとか間違っているという示唆をしないようにする必要がある。

また、保護者（親）から情報を収集する場合は、家庭内の人間関係に生じている立場や親族関係

などの派閥に組みせず、中立を保つ。

①有益な家庭内の変化の兆候を確認する

家庭内の人間関係に生じている立場や親族関係などの派閥から一定の距離を置いて、全体の状況を見ることができれば、子どもにとって良い結果をもたらす支援の方法を組み立てるために有益な家庭内の変化の兆候を、捉えることができるはずである。

②変化の兆候を確認する際の留意点

情報の収集の際に、以下のことに留意して変化の兆候を確認することにより、子どもにとって良い結果をもたらす支援の方法を組み立てやすくと考えられる。

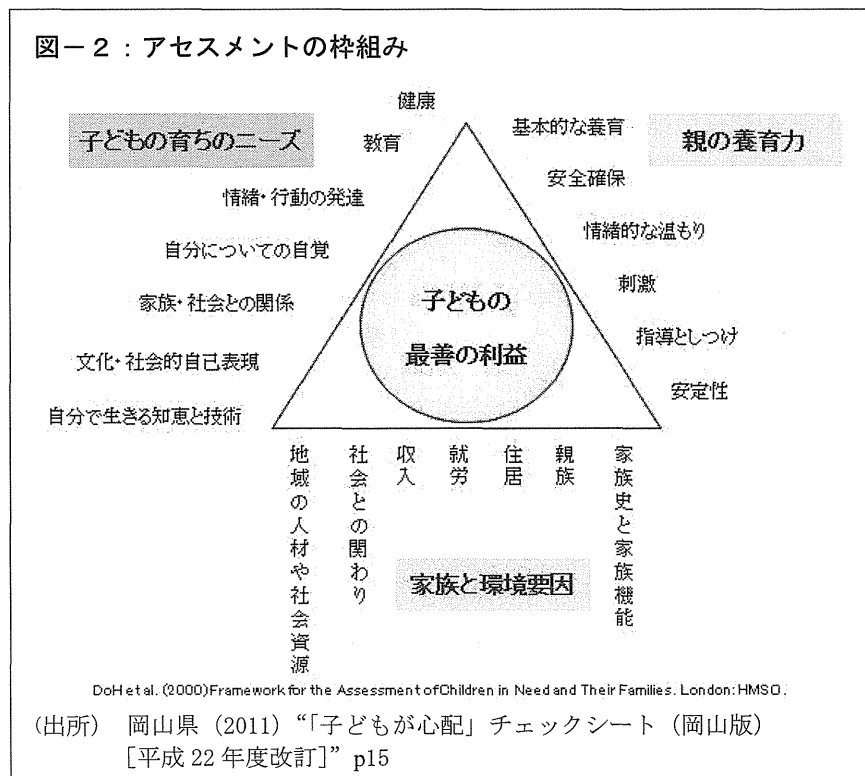
- その兆候は、家族を安定させるうえで、どのように機能しているのか？
- その家族は、その兆候を安定させるうえで、どのように機能しているのか？
- 問題を整理する上での中心的なテーマは何か？
- 変化することによってどうなりそうか？

(出所) Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support” p29. を基に当研究班が作成

6) アセスメントの枠組み

① 英国のアセスメントの枠組み

情報の収集を行う際に参考とするのは、英国が導入しているアセスメントの枠組みである(図-2)。これは、英国において、幾多の虐待死事例の検証を経て、1999年から新たに導入されたものである。この枠組みの特徴は、問題の把握は支援を組み立てるためのプロセスであるという点が強調されているところにある。



この枠組みは、「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」の3つの側面が、どのように影響をしながら、子どもの最善の利益を確保しているのかを捉えていくことによって、子どもの暮らしを立体的に捉えることを助ける。そして、そのことは、子どもにとって良い結果をもたらす、より具体的な支援方法を創り出すことに繋がりやすくする。

② アセスメントの枠組みが持つ視点

アセスメントの枠組みは、次に挙げる視点を持っている。

- とかくネガティブな部分に目を奪われがちだが、家族のリスクだけではなくストレングスも見て、足りない部分の支援を検討する。
 - 子どもとその家族の支援に携わる関係機関が、同じ概念を用いてアセスメントを行い、一貫した支援につなげる。
 - アセスメントは、1回限りとせず継続して行う。
- (出所) 岡山県(2011)「「子どもが心配」チェックシート(岡山版)[平成22年度改訂]」p14を基に当研究班が作成

③ アセスメントの枠組みの3つの側面

アセスメントの枠組みは、次に挙げる3つの側面から成り立ち、それぞれの側面はアセスメントすべき主要な領域から構成されており、多面的に把握することができる。

- 子どもの育ちのニーズが満たされているか。
 - 子どもの育ちのニーズに応える親・保護者の養育力(危害からの保護力を含む)があるか。
 - 子どもと家族に影響を与える広範な家族と環境要因はどうか。
- (出所) 岡山県(2011)「「子どもが心配」チェックシート(岡山版)[平成22年度改訂]」p15を基に当研究班が作成

7) 子どもとその保護者(親)との関係の把握

アセスメントの枠組みに沿って情報の収集を行う際に押さえておく最初のポイントは、子どもとその保護者(親)との関係の把握である。子どもと保護者(親)の関係が、子どもの最善の利益(子どもが子ども期を安心して過ごすことや、その子らしく自分の人生を生きていくこと)を考慮したものになっているかということ把握する。

① 「子どもとその保護者(親)との相互の関わり合い」に視点を向ける

これは、子どもに対して保護者(親)が、母親や父親といった家庭内の役割をどのように果たしているのかという一方的な関わりに視点を向けることとは異なる。子どもと保護者(親)との相互の関わり合いに視点を向けて情報を探すことは、同時にそのことが子どもにとって良い結果をもたらしているのかということの把握に繋がる。

② 両親と面接を行う

一般に、母親との面接を通じて、子どもと保護者(親)との関係を把握する機会が多いため、子どもと母親との関係を中心に保護者(親)との関係を把握する傾向が強くなる。しかし、父親がいる場合は、父親との面接や両親同席による面接を行って、子どもとその保護者(親)の関係を直接把握する。それは、両親が実親でない場合も同様である。

③ 対応が難しい保護者（親）の場合

対応が難しい保護者（親）の場合、両親のいずれか一方の保護者（親）との面接を通じて、子どもと保護者（親）との関係を把握する傾向が強くなる。その際、選ばれる保護者（親）は、連絡の取りやすさ、話のしやすさ、関係の持ちやすさや、親権を有していることなどが基準となる場合が多い。

しかし、子どもの暮らしの安定を創っていくためには、子どもと暮らしを共にしており保護者（親）としての役割を担っているすべての保護者（親）との面接が欠かせない。もし、一方の保護者（親）対応が難しくても諦めず、面接を行えるよう粘り強く働きかけていく必要がある。

8) ストレngthとリスク要素の情報の把握

アセスメントの枠組みに沿って情報の収集を行う際に押さえておく2つめのポイントは、子ども、その保護者（親）と環境のそれぞれが有しているストレngthとリスクの両方の要素を把握することである。

9) 「ストレngth」とは

ソーシャルワークサービスを利用する人々は、しばしば社会から抑圧され、また、他者から虐げられている。彼らがそのような抑圧に立ち向かうためにはストレngthが必要なのだということを心にとどめておくことで、ソーシャルワーカーが承認し、頼るべきクライアントの能力の手掛かりを得ることができるのである。

(Early and Glenmeyer, 2000)

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support" p42. を当研究班が翻訳

ストレngthとは、一般的には「強さ」や「力」を意味した言葉として理解されているが、「個人の属性（性質・性格）」「才能・技能」「関心・願望」「環境」のという4つの要素がある。

① ストレngthの要素に視点を向ける

子どもを守り、その家族を抑圧しない支援の方法を用いて、効果的に働きかけるためには、子ども、その保護者（親）と環境のそれぞれが有しているストレngthの要素の情報を把握して仮説を推論していくことが求められる。

ストレngthの要素の情報を把握しながら仮説を推論していくプロセスは、子どもとその保護者（親）自身が困難に立ち向かうための力を引き出ししていくことにも繋がる。

② 子どもの虐待相談に対するストレngthの視点の意味

特に子どもの虐待相談として出会う保護者（親）は、自分自身の無力さを強く感じ、怒りや悲しみ、拒否を示す場合が多い。

虐待相談という不本意な状態に置かれた子どもとその保護者（親）にとって、ストレngthの要素に視点を向けることは重要な意味を持つのである。

変化をもたらす個々の力をアセスメントするためには、問題だけではなく、彼らのストレング스에焦点を当てる必要がある。この視点を持つことで（問題とされている）行動を対応能力や生き延びる術として解釈することができる。

(Rodwell and Blankebakker 1992:159)

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support" p42. を当研究班が翻訳

③「人は成長と変化を続ける」という人間観

ストレングスの要素の情報を把握していくことは、「人は成長と変化を続ける」という人間観に基づいている。子どもとその保護者（親）の持つ力量、才能、能力、可能性、ものの見方、価値観や希望などに光を当て続けなければ、ストレングスの要素の情報を把握することは難しい。

④ 個人を「問題そのもの」として捉える人間観

子どもとその保護者（親）の満たされていない要素の情報を把握していくことは、子どもやその保護者（親）といった個人を「問題そのもの」として捉える人間観に基づいている。

満たされない要素の情報を把握しながら仮説を立てていくプロセスは、子どもとその保護者（親）の無力感を強める場合が多く、力の不均衡を引き起こしている社会構造を補強することに繋がる。

⑤「ストレングスに基づくアプローチ」と「病理性に基づくアプローチ」

仮説を立てるための情報を探す際には、ストレングスの要素の情報の把握に視点を向ける方法（「ストレングスに基づくアプローチ」）と、子どもとその保護者（親）の満たされていない要素の情報の把握に視点を向ける方法（「病理性に基づくアプローチ」）がある。

図-3は、2つのアプローチを比較したものである。

10) 「ストレングスに基づくアプローチ」の基礎となる考え方

「ストレングスに基づくアプローチ」を導入するためには、その基礎となっている考え方について理解する必要がある。その際、併せて、「必要なときはいつでも子どもを保護するための適切な行動をとること」も見失ってはならない。その両方は、常に不分離の関係にある。

①資源を見出し活用することを仲介する役割

ストレングスに基づくアプローチを導入するためには、まず、「子どもとその保護者（親）自身を変えることはできないが、子どもとその保護者（親）が目標を成し遂げるために、子どもとその保護者（親）自身の持っている資源を見出し活用することを仲介する役割として働きかけることはできる」という考え方を理解する必要がある。

②どのような場合でもストレングスに視点を向けてそれを活用できる

次は、「子どもを保護することを目的とした方法を使用したとしても、家族の持っている機能をサポートし、それ強める方法として、子どもとその保護者（親）のストレングスに視点を向けてそれを活用することができる」という考え方を理解する必要がある。

すべての子どもとその保護者（親）は、ストレングスを持ち合わせている。子どもとその保護者（親）の満たされていない要素の情報の把握に時間を割くよりも、むしろ、ストレングスの要素の情報の把握に時間を割くことで、子どもとその保護者（親）から好意的な反応が得られるだけでなく、家族の持っている機能を高めるための重要な影響を与える機会ともなり得る。

図-3：病理性に基づくアプローチとストレングスに基づくアプローチの比較 (Saleebey,1996:298)

病理性に基づくアプローチ

○人は、「ケース（症例）」として定義される。
つまりいろんな症状の合計が診断になる。

○セラピーは問題に焦点を当てる。

○個別の状況（話）は、専門家の再解釈による診断の助けになる。

○実践者（専門家）は、個人的なストーリーや正当化される話について疑いをもつ。

○幼少期のトラウマは成人した際の病理の前兆、または予言である。

○治療活動の中心は、実践者（専門家）によって考案された治療である。
実践者（専門家）は、クライアントの暮らしのエキスパートである。

○選択やコントロール、責任を負うこと、その人が成長する可能性は病理によって制限される。

○支援のための資源は専門的知識や技術である。

○支援は、諸症状の影響を軽減し、行動、感情、思考及び、結びつきに関するネガティブな個人的、社会的影響を軽減することを中心とする。

ストレングスに基づくアプローチ

○人は固有のものと定義される。
つまり、特徴や才能、資源の合計がストレングスになる。

○セラピーは可能性に焦点を当てる。

○個人の状況（話）は、その人を知り、正しく理解する重要な手がかりである。

○実践者（専門家）は、その人の全てを知ろうとする。

○幼少期のトラウマが必ずしも将来を決定づけることはない。
トラウマは個人を弱くすることもあれば、強くすることもあるかもしれない。

○支援の中心には、家族や個人、地域が切望することを置く。
つまり、個人や家族、地域こそがエキスパートである。

○選択やコントロール、責任を負うこと、その人が成長する可能性は開かれている。

○支援のための資源は、個人や家族、地域がもつストレングスであり、可能性であり、適応していくスキルである。

○支援は、その人の人生に付き合うことに中心があり、価値観を肯定し発展させること、また、地域の中に或いは、地域としてメンバーシップ（居場所）を創りだすことや見出すことに中心がある。

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support" p43. を当研究班が翻訳

11) リスクアセスメントとは

仮説を推論するための情報を探す際には、子どもとその保護者（親）と環境のそれぞれが有しているリスクとストレングスの両方の要素を把握する。

「リスクアセスメント」とは、リスクの要素の有無を確認し、それを特定するための情報を、順

序立てて組み立てられるように収集していく作業のことを意味している。

①「リスクの状態を誤判断することを防ぐ」という意図

リスクアセスメントは、アセスメント全体の効果を高める役割も担っている。

そのため、リスクアセスメントは、「リスクが悪い方向へ逸脱している状態を良い方向へ逸脱している状態と誤って判断することを防ぐ」という意図と、同時に「リスクが良い方向へ逸脱している状態を悪い方向へ逸脱している状態と誤って判断することを防ぐ」という意図も持つて行う必要があることを意味している。

②リスクアセスメントの作業の範囲

リスクアセスメントは、子どもとその保護者（親）が置かれている現状のリスク（行動や改善動機に関する）が悪い方向へ逸脱していく可能性が低いことを把握したとしても、次のことを明確にする作業も含まれていることを忘れてはならない。

- リスクが将来どう変化するかの可能性を見極めること（予測）。
- もし、リスクが悪い方向へ逸脱した場合、対応する必要性があるかどうか。
- リスクが悪い方向へ逸脱した場合に対応するとしたら、どのような対策をとるべきか。

（出所） Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support” p23. を基に当研究班が作成

③ リスクアセスメントの手順

リスクアセスメントは、子どもとその保護者（親）、環境のそれぞれが有しているリスクの要素の有無を判断することから始める。そして、もしリスクの要素があるとすれば、それらはどのようなものなのかを確認していく。

④児童相談所におけるリスクアセスメントの現状

現在、児童相談所では、「リスクアセスメント」という用語を「子どものリスクが悪い方向へ逸脱している状態を良い方向へ逸脱している状態と誤って判断することを防ぐ対策」として使う傾向が強い。それは実務上、「リスクアセスメント」と「危機管理を目的としたアセスメント」を混同していることが原因だと考えられる。

これは、リスクを「危機管理上の判断を助ける要素の1つ」として位置付けていることから生じており、今後は、リスクアセスメントを「アセスメント全体の効果を高める役割を担うもの」として、相談援助活動の一環として位置付けていくことが必要である。

12) 情報の収集のためのツール

情報の収集には、様々なツールが使用される。例えば、現在、児童相談所で活用されている児童記録票をはじめ、ジェノグラム、エコマップ、ハウスマップなどは、それを代表するツールである。これらのツールは、子どもとその保護者（親）と一緒に活用することが大切である。

(4) 情報の点検

収集した情報は、「精査」と「分析」によって点検しなければならない。

1) 情報の精査

収集した情報は、特にその質に注意を払う必要がある。そのためには、1つの情報に対して1人から情報を得るだけでなく、子どもとその家族の暮らしを良く知った人たちそれぞれから情報を得るようにし、担当者が総合的に捉えながら、情報の明確な根拠や客観性を確認するなど精査を行い、質の充実を図らなければならない。

2) 情報の分析

情報を精査した後に分析を行う。子どもとその保護者（親）に関わる立場の異なった専門職から得た様々な情報には、専門的立場からのリスクとストレングスの情報、子どもにとって良い結果をもたらす支援の方法を組み立てるために有益な家庭内の変化の兆候や、支援の目標に関する意見が含まれている。

3) 専門職間での意見の一致

児童相談所は、情報の支持や反論のために、その根拠について精査・点検を行う。特に、変化をもっとも効果的に達成するための方法や、その間のリスクの変化の管理については、専門職間で意見の一致をみる必要がある。併せて、意見の相違がどこにあるかについても明確にして意見の一致をみる必要がある。その結果によっては、さらなる情報の収集を必要とすることも考えられる。

4) リスクアセスメントのチェックリストによる情報の点検範囲の特定

このチェックリストは、収集した情報を点検する範囲を特定するのに役立つと考えられる。

また、リスクアセスメントの視点から情報の点検を行い、将来リスクが悪化する方向へ逸脱していく可能性を明確にしたり（予測）、それ以降の判断や対応へと導いたりするのに役立つとも考えられる。

- 何が心配なのか？
- 虐待の種類は？
- 自分の態度や価値観が、自分の反応にどのように影響しているかチェックせよ。
- 人種的、文化的、言語的、または、それ以外に関して、考慮すべき問題点はないか。
- 傷害や事件は急性的か、常習的か、それとも一過性のものか？
- いつ、どのように子どもは危険な状況にいるのか？
- その傷害や事件の発端は、自発的な行動か、不注意か、意図的か。
- あなたの関心（懸念・心配）に対する保護者（親）や養育者の態度や反応はどうか？
- 彼らの説明は、その傷害や事件と矛盾しないか？
- 子ども（の存在）は家族にとってどんな意味を持っているか？
- 子どもの考えや育ちのニーズ、希望は何か？
- 家族内に変化が起きる可能性はどれほどか？
- その傷害や事件は、再発しそうか？

そして

- 子どもの安全性は？その発展性は？その可能性は？どれくらい切迫したリスクか？起こりそうな結果（結末）はどれほど深刻なものか？

（出所） Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN: A framework for assessment, understanding and support" p29. を基に当研究班が作成

(5) 決定

決定は、意思決定の段階である。児童相談所は、この段階で短期～中長期的な計画に基づいた「援助指針」を作成しなければならない。その際は、一時保護や措置、児童福祉司指導など、各種

法的な手続きの必要性とその期間、将来の変化と具体的な支援方法なども含めて作成していく。

1) アセスメントの目的と援助指針の作成

アセスメントは、支援の目標に向かって、子ども自身の必要性を優先して（子ども中心に）実現可能な支援の方法を組み立てていくことを目的としている。

児童相談所の相談援助活動では、「援助指針」の作成が実現可能な支援の方法を組み立てることに該当する。

2) 援助指針を作成する意味

児童相談所は、なぜ援助指針を作成するのか。それは、アセスメントのプロセスを通じて組み立てた支援の進行管理やその後の評価を行うためである。また、子どもとその保護者（親）、環境が持つ弱い点を補いつつ、一方でそれぞれの強さを最大限に活かして、子どもの暮らしの安定を創っていくこと（支援の目標）を実現していくためである。

3) 「社会資源（リソース）の活用」の意味の理解

支援の目標を実現していくためには、具体的に何をすれば良いのかを示すこと、必要な様々な社会資源（リソース）を活用するための道筋や手立てを示すことが必要になる。その際、気を付けなければならないのが「社会資源（リソース）の活用」の意味についての理解である。

「社会資源（リソース）の活用」とは、単に今ある社会資源（リソース）を並べることではない。子どもの暮らしの安定に必要であれば、新しい社会資源（リソース）を創り出すことも含まれることを理解しておく必要があるということである。

4) 子どもとその保護者（親）の参画

アセスメントに基づいて組み立てた支援方法が、子どもにとって良い結果をもたらすためには、すべての過程において、子どもとその保護者（親）が参画し、協働関係を構築していくよう努めなければならない。

(6) 評価

この最後の段階では、作成した「援助方針」が、支援の目標に向かって、子ども自身の必要性を優先した（子ども中心に）実現可能な支援の方法によって組み立てられており、それに沿った児童相談所の相談援助活動が、子どもにとって良い結果をもたらすのかということ、援助方針会議において確認して決定する。

そうして決定された援助指針は、子どもとその保護者（親）の同意を得て、子どもの支援に携わる関係者や関係機関に共有されることが原則である。

4 良いアセスメントと悪いアセスメントの実践

良いアセスメントは、良い実践の基礎となる…。それは、分析的なプロセスであり、聡明さや論理、柔軟性や、開かれた思考、そして創造性を必要とする。そして、それは、利用者の人生に対するプラスの貢献として、彼らに経験されるべきである。

(Middleton.1997)

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support" p29. を当研究班が翻訳

ここでは、アセスメントを実施する際の参考にすることを目的として、良いアセスメント実践と悪いアセスメント実践を構成する主要な要素を紹介する。

(1) 良いアセスメント

良いアセスメントの実践の主要な構成要素は、図-4のとおりである。

図-4：良いアセスメント (Middletonによる改訂 1997)

良いアセスメントは

- 開かれた（偏見のない）心で始まる。
- 個人が関係するところで始まり、パートナーとしての利用者に力を与える。
- 彼らが認識した問題と関わり、その理由を調査する。
- その情報を収集物の文脈に落とし込む。
- データを使って問題を分析する。
- 様々な解決策の賛否を探求する。
- 様々な選択肢を検討する。
- 評価者が望む選択肢や、或いは支援団体が処方する選択肢を選ぶよう利用者に圧力をかけない。
- 無難で実行可能な解決策を見つけるために、個人、そして現在および潜在的なサービス・提供者と交渉する。
- 集められた情報に関する助言をする。
- 再調査（再評価）を計画する。
- 利用者が選択肢の幅をどのように見ているかに注意して、選択肢と、利用者や環境のストレングスとの組み合わせを考慮する。

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support" p30. を当研究班が翻訳

(2) 悪いアセスメント

悪いアセスメントの実践の主要な構成要素は、図-5のとおりである。

図-5：悪いアセスメント (Middleton.1997)

悪いアセスメントは

- 利用者を傷つける（利用者のプライドを傷つける）。
- 評価者の手の中に、過度に大きい力（権限）を残しておく。
- 解決策は何か、または必要とされるサービスは何かということについて、以前から持っていた考えとともにスタートする。
- 個人間の差異に注目せず、すべて同じやり方です。
- 利用者を巻き込まず、第三者や観察された記録のみに頼る。
- 未熟なワーカーのための支援として、チェック記入方式に頼る。
- 正常に関して実証されている見解に反して、介入による成果や効率を最重視するタイプのアプローチを使用する。
- 利用者の環境に関する正しい理解を持つよりもむしろ、困難さを利用者のせいにする。
- 意向や不満、資源の欠乏や不全環境ではなく、個人的な強みや弱みについて話す。
- 情報の収集だけで終わり、情報を確認された問題や推奨されたケア・パッケージに関係づけない。
- 選択肢を探求しない。
- 想像力を使わない。
- 注文製の個別の対応を創るのではなく、棚や既存の道具からサービスを使う。
- アセスメントは保存期間を有すると想定し、それが着手されている時間や場所、環境と関係づけない。

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN
A framework for assessment, understanding and support" p30. を当研究班が翻訳

Ⅳ－４ 非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメント

１ 「非加害保護者」とは

保護者は、性的虐待を受けた我が子が相談援助活動の体系に位置づけられたときから、子どもを守るための第一義的責任を果たすことを期待されることで「非加害保護者」と呼ばれるようになる。子どもを守るための第一義的責任を果たせないと判断されれば、「加害者」の側に立っていると判断されることになる。

(１) 非加害保護者を支援するための新たな視点

非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントを行っていくためには、非加害保護者を「性的虐待を受けた子どもの保護者（親）」という視点に加えて、「青年期や壮年期というライフステージを暮らす大人」ということにも視点を向けて理解することが必要である。

(２) ２つの視点で支援を統合する

「性的虐待を受けた子どもの保護者（親）」という視点には、以下の２つがあり、これらを統合していくことが求められている。

１) 「保護者（親）として子どものために何ができるようになるか」という視点

この視点は、満たされていない要素の情報を把握していく「病理性に基づくアプローチ」を用いることを導き、非加害保護者個人内に「問題」を見つけ、「問題を解決するためにどのように支援を行うのか」ということに繋がる。

２) 「一人の大人としてどのように暮らしていきたいのか」という視点

この視点は、人の持つ「資源」に関する情報を把握していくストレングスに基づくアプローチを用いることを導き、非加害保護者個人を「成長と変化を続ける存在」と捉え、「(非加害保護者の)ライフステージを理解し、暮らし方に対してどのように支援を行うのか」ということに繋がる。

３) より一層、効果的な連携と協働による相談援助活動を展開する

子どもを守るための第一義的責任を果たす役割を担うことも含めた「子どもの暮らしの安定を創っていく」という支援の目標に向かってアセスメントを行うためには、非加害保護者自身が「一人の大人としてどのように暮らしていきたいのか」の視点を落とさないことが必要である。

そうすることが、「子どもの暮らしの安定を創っていく」ために、子どもと非加害保護者それぞれを支援していく専門機関が果たすべき役割を明確にすることにも繋がり、結果として、子どもと非加害保護者双方にとって、より一層、効果的な連携と協働による相談援助活動を展開していくことを促進する。

２ 非加害保護者の固定化されたイメージと加害者による支配

「子どもの暮らしの安定を創っていく」ために必要なのは、非加害保護者を固定化されたイメージで捉えることから開放することで、一人の大人としてのパーソナリティ、ニーズ、生活経験や資源に光を当てることができ、加害者による支配から抜け出すことを助け、子どもの育ちのニーズを満たす役割をしっかりと果たせるように働きかけていくことである。

(1) 非加害保護者の固定化されたイメージ

非加害保護者に対する固定化されたイメージとは、子どもが性的虐待を受けたことが判明した時点での非加害保護者の反応を「保護者（親）として子どものために何が出来るようになるか」という視点に立って捉えたものが多い。例えば、「子どもの被害を知っていたのに何もしてこなかった」「子どもに関心が薄い」「子どもを守る力が弱く、加害者の言いなりになる」「子どもに加害者の世話をさせていた」「冷淡である」といったイメージである。

(2) 加害者による支配

性的虐待を受けた子どもを持つ非加害保護者は母親が大半を占める。相談援助活動を通じて出会う非加害保護者の多くは、加害者と離れられないといった関係性を持っている、女性が家庭内で果たすべき役割といった固定観念に囚われ続けている人たちであると見なされていることが少なくない。

非加害保護者を固定化されたイメージで捉えて面接を行うことは、非加害保護者の背景にある固定観念による囚われを強化し、加害者による支配をより一層強化させてしまうことに繋がる。

3 「資質（性質）、性格傾向、資源、ネットワーク」に基づく分類

非加害保護者は、子どもを守るためにどのような性格傾向、資源、ネットワークを持っているのか。図-6は、非加害保護者を「母親」と限定し、母親自身が持っている性向、資源、ネットワークの分析に役立つ項目を、「子どもを守る力」の量によって2つに分類したものである。

図-6 子どもを守る力（性格傾向、資源、ネットワーク）	
<p>《子どもを守る力がより少ない》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 依存関係の履歴がある。 ・ 自己主張が困難である。 ・ 両価的思考や一貫性のない行動がある。 ・ 障がいがある。または、コミュニケーションが困難である。 ・ 低い自尊心 ・ 母親を機能不全にするような被虐待歴がある。 ・ 身体的な不健康がある。 ・ 不十分なセルフケア／睡眠／食行動異常 ・ 慢性的なうつや没頭がある。 ・ 傷つきやすいという精神衛生の問題があり、自分自身や子どもを守るができない。 ・ アルコール／薬物／物質乱用 ・ 柔軟性のない思考パターンや信念 ・ 自分の人種・文化・宗教・階級によって差別され、それゆえ能力が低下させられていると感じている。 <p>(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support" p265. を基に当研究班が作成</p>	<p>《子どもを守る力がより多い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立した行動や生活ができる。 ・ 明確な意見を表明できる健全な性格である。 ・ 思考や行動に一貫性がある。 ・ 進んで人の話を聞き、自分を表現し、意見を論じようとする。 ・ 肯定的な自尊心と社会的な自信がある。 ・ 自分自身の被虐待歴の開示ができ、自分自身の問題解決ができ、自己防衛ができる。 ・ 身体的に健康であり、健康を促進し維持しようとする。 ・ 自分自身の対処や子どものケアを可能にするための投資として自分をケアする。 ・ 睡眠や休息の習慣が役立つことを認識し維持しようとする。また、自分で適度な休養がとれる。 ・ 自分自身や子どもに損害を与えないような方法で情緒の領域を扱う。 ・ 自分の対応法が効果的でない時には、それを認め、自ら助けを求めることができる。 ・ 自分に悪影響を与える可能性のある潜在的な嗜癖のサイクルを認識し、積極的に避けることができる。 ・ 挑発的な出来事や情報に直面した時、対応する上で信条や態度を変更する能力を発揮できる。 ・ 自分の人種・文化・宗教・階級を肯定的に考えている。

(1) 活用の方法

この図-6は、図-1の「情報の点検」の段階において活用する。「子どもを守る力がより少ない」ということは「リスク」が悪い方向へ逸脱していく可能性が高いことを意味しており、「支援の必要性」であることを意味している。一方、「子どもを守る力がより多い」ということは「ストレングス」を意味している。

この図-6は、まず、現在、得られている非加害保護者の情報のうち、項目に該当する内容を2つに分類しながら分析をしていく。それから、分析の結果を精査し、それを踏まえたうえで、仮説を見直す。そして、さらなる調査から援助指針の作成へと繋げていく。

(2) 活用のポイント

この図-6を活用する際に重要なのは、「情報の点検のプロセス」である。

まず、「非加害保護者自身は、どのような性格傾向、資源やネットワークを持っているのか」ということをイメージしながら情報の分析を行い、その後、分析の結果を精査する。情報の明確な根拠や客観性を確認することで、分析の質の充実を図らなければならない。

(3) 活用の注意点

1) アセスメントの区別

図-6は、非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントに活用する目的で作成されている。そのため、危機管理を目的としたアセスメントに活用することはできない。

もし、図-6が、危機管理を目的としたアセスメントに活用されれば、多くの非加害保護者は内容に関わらず「子どもの保護者（親）として適切ではない」と判断され、非加害保護者の理解と支援には結びつかないという結果に繋がる。

2) 非加害保護者の持っている「子どもを守る力」で児童相談所の対応の全てを判断しない

危機管理を目的としたアセスメントでは、非加害保護者の持っている「子どもを守る力」によって児童相談所の対応が判断されるべきではなく、p133-134で説明している基準に沿って、子どもの安全確認を最優先した判断がなされるべきである。

4 非加害保護者が持っている「子どもを守る力」を引き出す

非加害保護者は、性的虐待を理解するためのキーパーソンである。そして、その役割と機能が今後の子どもの支援に大きく影響する。それだけに、児童相談所が非加害保護者の持っている「子どもを守る力」を主体的に発見し引き出していくことは、「子どもの暮らしの安定を創っていく」うえで、重要な意味を持っている。

(1) 仮説に沿った情報だけを収集をしない

子どもが直面している被害が明確になった際の非加害保護者の反応や態度によって、「子どもを守れない」という仮説を立てた場合、仮説に適合する根拠となる情報だけの収集へと繋がる可能性がある。そのようにして収集された情報からは、非加害保護者が持っている「子どもを守る力」を主体的に発見し引き出していくことは難しい。

(2) アセスメントを行うプロセスを通じて主体的に発見し引き出す

非加害保護者の反応や態度のみから子どもを守る力の有無の判断を行い、援助方針を作成すれば、加害者のみならず、非加害保護者からも抵抗を示されることに繋がりがやすい。

子どもにとって良い結果をもたらす支援を組み立てるためには、非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントを行うプロセスを通じて、非加害保護者が持つ「子どもを守る力」を主体的に発見し、引き出していく必要がある。

5 「子どもを守れない」から「子どもを守れる」に変化する非加害保護者

「子どもを守れない」と判断した非加害保護者の中には、児童相談所の関わりによって子どもを理解する反応を示し、子どもの側に立つ態度を表わして、児童相談所が「子どもを守れる」と判断を変化させる事例も存在する（岡本，2007-2009）。

(1) 児童相談所の対応によって変化する非加害保護者

前述した調査結果から、児童相談所が、非加害保護者をどのように理解して関わるのかによって、非加害保護者が「子どもの側に立つ」のか、もしくは「加害者の側に立つ」のかという選択の結果を左右する可能性があるということがわかる。

(2) 非加害保護者が置かれている立場の理解

「非加害保護者は、子どもの側に立って“子どもを守れる”と判断が修正させる可能性を高めるために重要なことは、まず、「非加害保護者は、子どもと加害者の間で板挟みの心理的状況に置かれている」ということを理解することである。

6 「子どもの被害が判明した際の非加害保護者の反応」に基づく分類

子どもが性的虐待を受けたことが判明した際に、非加害保護者はどのような反応を示すのか。その場面では、非加害保護者が置かれている立場が最も明確に表れる。

図-7は、非加害保護者を「母親」と限定し、子どもの虐待が判明した際の母親の反応から、母親が置かれている立場の分析に役立つ項目を、「子どもを守る力」の量によって2つに分類したものである。この図-7は、図-6と同様に、図-1の「情報の点検」の段階において活用する。

そのため、「子どもを守る力がより少ない」「子どもを守る力がより多い」ということについて同一の意味で用いる。活用の方法、ポイント、注意点については、図-6と同じであるので、p150を参照されたい。

図-7 子どもを守る力（子どもの虐待が判明した際の母親の反応）

《子どもを守る力がより少ない》

- ・被害を受けた子どもの開示の時点で秘匿を企てる。
- ・出来事を過小評価する。
- ・虐待について簡略すぎる説明をする。
- ・被害を受けた子どもに敵対する。
- ・言葉で非難する／子どもを犠牲にする。
- ・虐待について、誰彼構わず、何でも話す。
- ・拡大家族、友人、付き合いのある人に話していない。
- ・加害者の拡大家族に伝えておらず、彼らと関係を持ち続ける。

《子どもを守る力がより多い》

- ・他者からの注意によって心配になる。
- ・情報、助言、支援を求める。
- ・虐待の詳細や、理解の仕方を知ろうとする。
- ・子どもの言うことを信じ、開示や介入の間、一貫して子どもを支援している。
- ・加害者が手なずけるプロセスを理解している。
- ・虐待の全履歴や詳細を知り、家族の友人、地域の人へ適切な説明を行う。
- ・拡大家族、友人、付き合いのある人たちに伝えて、日常的、社会的、情緒的支援を確立している。
- ・加害者の拡大家族に話し、協力的でないいかなる反応からも自分自身や子どもを守る。

(出所) Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support”p264. を基に当研究班が作成

7 非加害保護者と加害者との関係性

非加害保護者が加害者と近い関係にある場合は、その影響を大きく受けやすいことに配慮し、アセスメントは慎重に行う必要がある。

(1) 加害者とは別に行うこと

背景に DV 問題が関与している可能性があるので、非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントは、加害者とは別に行う。

(2) 背景にある DV 問題

平成 23 年度中に児童相談所が対応した性暴力被害にあった子ども 1,354 件を対象とした調査結果によると、合計 291 事例 (21.5%) の非加害保護者は DV により無力化されてきたと考えなければならぬとしている (山本 2013:90)。

その内訳は、在宅での子どもの性暴力被害事案において、児童相談所が明らかな DV 問題を認めていた事案は 145 件 (10.7%)、支援者側から見ると DV 問題がありそうなのだが、それと認めていない事案が 146 件 (10.8%) とほぼ同数となっている。DV 問題については、第 6 章を参照していただきたい。

(3) 危機管理を目的としたアセスメントにおける加害者との関係

非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントを加害者と別に行うことが、非加害保護者によって阻止される場合には、危機管理を目的としたアセスメントにおいて「子どもの保護者 (親) として適切ではない」と判断する可能性が高まる。

もし、その状況に加えて、「非加害保護者が性的虐待に積極的に関与した」という懸念があり、それについて明確な根拠や客観性が確認できれば、内容に関わらず、「子どもの保護者 (親) として適切ではない」と判断される。

8 「加害者とのつながり」に基づく分類

図-8 は、非加害保護者を「母親」と限定し、母親と加害者のつながりから、母親と加害者の関係性の分析に役立つ項目を、「子どもを守る力」の量によって 2 つに分類したものである。

図-8 子どもを守る力（加害者とのつながり）

《子どもを守る力がより少ない》

- ・虐待への積極的な関与の疑いがある。
- ・子どもの悩みに対する自分の過去の対応について批判的に見ることができない。
- ・虐待するパートナー（複数）と関係した履歴がある。
- ・子どもを虐待するパートナーへの愛情が継続している。
- ・子どもを虐待するパートナーに経済的、社会的に依存している。
- ・拡大家族の虐待者と接触が継続している。
- ・友人／知人は、以前に母親が依存していた加害者である。
- ・地域社会／学校に属している未成年の虐待者が、母子が虐待の認知とその後の法的措置で非難されるのを放置している。
- ・暮らしに悪影響を及ぼす程の加害者への恐怖感や依存

《子どもを守る力がより多い》

- ・虐待に気づいていない。
- ・子どもが示す、または伝えようとする隠れた悩みのサインに気づく。
- ・安全な家族、友人、または共同体のネットワークがある。
- ・自分はわが子を虐待したパートナーはその行為に責任があると考える。
- ・経済的、社会的に自立している。
- ・虐待者との接触を絶っている。
- ・自分は、加害者である友人／知人と距離を置き、自分の人生に対処することが可能である。
- ・未成年の加害者から自分と子どもを分離することが可能である。
- ・加害者、または子どもを傷つけ脅すかもしれない他者の行動に関して、将来的に疑念を投げかけることが可能である。

（出所） Martin C.Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001)“MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support”p264-265. を基に当研究班が作成

（1）活用の方法、ポイント、注意点

この図-8は、図-6、図-7と同様に、図-1の「情報の点検」の段階において活用する。そのため、「子どもを守る力がより少ない」「子どもを守る力がより多い」ということについても同一の意味で用いる。

活用の方法、ポイント、注意点についても、図-6、図-7と同様であるので、p150を参照されたい。

（2）DVセンターや婦人相談所、外部の有識者の関与やサポートを活用すること

図-8の活用にあたっては、「子どもを守る力がより少ない」の項目すべてが背景にDV問題を含んでおり、部分的に該当した項目の分析の結果から援助指針の作成へと繋げていくことが難しい。

そのため、援助方針の作成へ繋げていくためには、児童相談所がDV問題に対する知識と解決に向けた支援の方法の実践を通じて学ぶことが必要となる。

しかし、それは児童相談所の役割と機能から考えても、現実的な方法とは言えない。そのため、DV問題を取り扱う配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）や婦人（女性）相談所、外部の有識者の関与やサポートを活用することが必要となる。

9 子どもを被害から守ろうと試みている非加害保護者

非加害保護者を理解する上では、「どのような非加害保護者であっても、何らかの方法で子どもを被害から守ろうと試みているはずである」ということに視点を向ける必要がある。

（1）子どもを被害から守ろうと試みていることに視点を向ける意味

子どもを被害から守ろうと試みていることに視点を向けながら、非加害保護者と面接を行うことは、これまで非加害保護者が子どもを守るために試みた方法の効果と失敗、その理由を明確にする

ことに役立つ。そのことは、今後の子どもの支援の方法を組み立てる際のヒントになる。

併せて、面接のプロセスを通じて、非加害保護者に「あなたは無力ではない」というメッセージを伝える機会にすることができる。

(2) 加害者の支配から抜け出した非加害保護者の話を聞く

もし、現在、加害者の支配を抜けることに成功し、被害を受けた子どもと暮らしている非加害保護者の話に耳を傾ける機会があれば、家庭外へ被害が明るみになる前に被害に気付いていた非加害保護者が、何らかの方法で子どもを被害から守ろうと試みていたことがわかるはずである。

その話を知ることは、今後、児童相談所が同様の状態にある非加害保護者に対して、どのようにしてアプローチをすればよいのかということの学びにも繋がるであろう。

今後は、そうした被害を受けた子どもや非加害保護者といった当事者の声を児童相談所の支援に活かしていくことが求められる。

10 「虐待された子どもやきょうだいの親としての養育力」に基づく分類

非加害保護者が、子どもを被害から守ろうと試みた結果によって、一定の効果が見られるためには、非加害保護者の「親としての養育力」が大きく影響する。

図-9は、非加害保護者を「母親」と限定し、虐待された子どもやきょうだいの親として果たしている役割の情報から、養育力の分析に役立つ項目を、「子どもを守る力」の量によって2つに分類したものである。

この図-9は、図-6、図-7、図-8と同様に、図-1の「情報の点検」の段階において活用する。そのため、「子どもを守る力がより少ない」「子どもを守る力が多い」ということについても同一の意味で用いる。

活用の方法、ポイント、注意点については、図-6、図-7、図-8と同じであるので、p150を参照されたい。

図-9 子どもを守る力（虐待された子どもやきょうだいの親としての養育力）

《子どもを守る力がより少ない》

- ・自分自身のニーズで頭が一杯である。
- ・子どもを拒否、遺棄した記録がある。
- ・一貫性のない、不適切な子どもの養育
- ・子どもとの関係が、冷たくて、批判的で両面的である。
- ・子どもと情緒的な距離がある。
- ・ホームレス、または、子どもの安全に配慮のない散らかった不潔な宿泊施設である。
- ・子どもの身体的・社会的・情緒的安全に関して無視やネグレクトがある。
- ・学校の出席状況が良好ではなく、学業のサポートができず学校と良好な関係性を築くことができない。
- ・子どもと話し合うことができない。
- ・子どもの難しい行動を自分への威嚇とみなし、一貫しない反応で子どもの不安や混乱を増す。

《子どもを守る力がより多い》

- ・通常、子どもの育ちのニーズを優先することができる。
- ・子どもを安定して世話した履歴がある。
- ・有益な日課と境界線の設定と維持が可能である充分な子育てのスキルを持つ。
- ・暖かく、肯定的な子どもとの関係がある。
- ・子どもに対する共感性がある。
- ・適切な住居がある。
- ・子どもに対して適切で気遣いのある指導ができる。
- ・子どもの教育をサポートできる。
- ・子どもと虐待について話すことができ質問を扱うことができる。
- ・行動化を含め、一貫して行動を管理するスキルを持つ。

(出所) Martin C. Calder, Anne Peak, Kate Rose (2001) "MOTHERS OF SEXUALLY ABUSED CHILDREN A framework for assessment, understanding and support" p266. を基に当研究班が作成

【参 考】 非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントのための情報整理シート（試行版）

1 非加害保護者が直面している課題とその後の変化

子どもの安全を守り、性的虐待被害からの回復をはかっていくためには、非加害保護者の存在は欠かせない。また、非加害保護者自身も、性的虐待行為を行っていた虐待者が、自分の人生のパートナーであったことのショックや、その後の関係をどのようにしていくべきか、そして、これからの暮らしのあり方など、様々な課題に直面している。

そのため、非加害保護者は直面している課題によって、解決に向けすぐに一步を踏み出せる人もあれば、何度も揺れ動き、時間をかけながらも少しずつ子どもを守る姿勢に変わっていく人、抱える課題が大きく事態の変容が難しい人など、その後も様々な変化を見せる。

そのような非加害保護者を支援していくためには、まず、非加害保護者が置かれている状況や、子どもや加害者との関係、非加害保護者自身が抱えている課題など、多角的な視点から情報の収集を行う必要がある。

ここで紹介する図－10は、非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントを行うために必要な情報について、児童相談所の実践から得た経験知を基に具体的な項目を挙げて整理を行ったシートである。

2 活用の方法、ポイント、注意点

この図－10は、児童相談所における性的虐待対応フロー図の「相談・通告の受理」から「施設入所・里親委託後の支援」の各段階で使用することを想定している。この章のアセスメントとの関連で説明すれば、危機管理を目的としたアセスメントから、支援を目的としたアセスメントのプロセスと併行して活用する。そうすることにより、非加害保護者に関わりながら、非加害保護者の状態の変化を確認することができる。

また、児童相談所等が行っている支援の方向性が間違っていないかということについても点検をすることもできる。

改めて説明するまでもないが、他の図と同様に、この図－10だけをもって非加害保護者の子どもを守る力を判断するべきではない。

3 今後に向けて ～将来、子どもにとって良い結果をもたらすために～

図－10は、あくまでも情報の収集のため一つの目安に過ぎない。実際の支援を行うのにあたっては、非加害保護者一人ひとりによって、重きを置くべき支援の項目も異なるため、実践を積み重ねることによって、今後、加えるべき項目も検討していく必要がある。

性的虐待を受けた子どものために、非加害保護者と協働して支援を行う児童相談所などの実践現場では、現在、非加害保護者が、今、どのような状況にあり、どのような課題を抱えているかという視点による情報の収集を行い、それを点検していくためのアセスメントのプロセスが求められている。

そうしたアセスメントのプロセスが充分ではないために、主観的な見方によって「非加害保護者は、子どもを守る力が充分ではない」と一方的に見切ってしまうことを防ぎ、性的虐待を受けた子どもの支援をより一層充実させるために、非加害保護者一人ひとりが抱えている課題、解決したい課題を丁寧に理解することから始めたい。

こうした取り組みは、子どもにとって即時的に良い結果をもたらすことに繋がっていかないこともあるかもしれないが、非加害保護者が子どもを守るべく変化していく見通しが立てられれば、粘り強く時間をかけることの意味も明確になり、将来、結果的に子どもにとって良い結果をもたらすことに繋がっていくはずである。

図－10：非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントのための情報整理シート（試行版）

チェック時の状況（1. 相談・通告の受理 / 2. 緊急受理会議と調査 / 3. 一時保護の要否判断 / 4. 一時保護 / 5. 保護者への対応 / 6. 関係機関との連携 / 7. 子どもの権利擁護 / 8. アセスメントと支援方針の決定 / 9. 法的対応 / 10. 在宅支援 / 11. 施設入所・里親委託後の支援）

1. 虐待者・非加害保護者の対応状況

	虐待者	非加害保護者
虐待者・非加害保護者の対応状況	虐待認識 ・事実を認める。 ・一部認める。 ・曖昧な否認（沈黙、一部認める） ・強い否認 ・不明	虐待認識 ・事実を認めている。 ・認めきれず困惑 ・事実否認 ・不明 虐待の気づき ・全く気付いていなかった。 ・不安に思ったことがあった。 ・うすうす気づいていた。 ・子どもから訴えを聞いていた。 ・はっきり気づいていた。 ・不明
	発覚介入後の対応 ・自ら子ども、家族から離れる。 ・対応経過の中で、子ども・家族から離れる ・離れる動きなく家族関係維持 ・かかわり回避/拒否 ・強い拒否（抗議・攻撃）	発覚介入後の対応 ・守るため行動に移す（虐待者への問題提起、別居、離婚など） ・不安・混乱があるが、向き合おうとの姿勢あり。 ・不安混乱あり、明確な態度とれず（渋々関わりに応じる、渋る） ・関わりに抵抗拒否 ・強い拒否（抗議・攻撃）

2. 子どもの状況

子どもの状況	子どもの意向 ・家族との生活継続を希望（虐待者がいなければ / 虐待者がいても） ・家族との生活継続を望まない（親族宅、知人宅などを希望 / 保護・施設入所希望） ・どうすればいいかわからない ・その他（ ・不明
--------	--

3. 非加害保護者と性的虐待を受けた子どもとの関係について

養育の状況	子どもの出生について ・誕生を喜び育ててきた。 ・誕生を喜ばない事情があった。（ ・子どもの養育を拒否した事実がある。（ ・不明
	子育てと生活歴 ・生活上の課題があっても、子どものことを考えながら対処してきた。 ・子育てより優先せざるを得ないような事情を抱えてきた。（ ・子育てどころでない生活上の課題で一杯（
	子どもへの養育・かかわり ・概ね安定した養育で、子どもに対して適切で気遣いのあるかかわりをしている。 ・不安定で適切でない養育の履歴がある。（ ・子どもの身体的・社会的・情緒的安全に関して、無視やネグレクトがある。 ・不明